

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議の公募による市民委員募集・選考要領

令和6年4月18日決定

教育部教育センター

(趣旨)

第1条 この要領は、第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱に基づく市民委員を公募するに当たり、選考の方法、基準その他必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 募集告知は、たま広報（令和6年4月20日号）及び多摩市公式ホームページにより行う。

2 公募期間は、令和6年4月20日（土曜）から令和6年5月8日（水曜）までとする。

3 募集する人数は、二人以内とする。

(応募の資格・方法等)

第3条 市民委員に応募しようとする者（以下、「応募者」という。）は、特別支援教育の取組みに関心のある、子どもが多摩市内の公立小・中学校に在籍中または在籍していた保護者で、市の他の審議会等の委員になっていない者とする。

2 応募者は、次に掲げる事項を任意の書面に記載し、教育部教育センターに提出しなければならない。

(1) 現住所

(2) 氏名

(3) 生年月日

(4) 電話番号その他の連絡先

(5) 特別支援教育に関する学習・活動または地域での活動などについての略歴の有無

3 応募者は、前項の書面を提出する際、「あなたが考える多摩市の特別支援教育について」をテーマとした800字程度の小論文を提出しなければならない。

4 応募書類は、次の各号のいずれかの方法により、公募期間内に教育部教育センターに到達したものを収受する。

(1) 応募者本人の持参又は代理人の持参

(2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 多摩市公式ホームページ内に記載されたインターネット応募フォームによる応募

(選考委員)

第4条 選考委員は、教育部長を委員長とし、学校支援課長、教育指導課長、教育センター長、学識経験者または特別支援学校校長の5名の委員をもって構成する。

(資格審査・評価基準)

第5条 提出された応募書類については、あらかじめ教育部教育センターで資格審査を行う。

2 前項の資格審査後に、選考委員が小論文について以下の評価基準にもとづき項目別に審査し、各項目の素点を集計したものを小論文評価結果とする。

【評価基準】

- (1) 用字・用語：誤字・脱字がないか
- (2) 表現力：わかりやすい表現となっているか
- (3) 問題意識：論題について先進的な見識を備えているか
- (4) 説得力：論理的な展開となっているか
- (5) 適格性：市民委員として市民視点の課題認識や提案があるか

【評価と素点】

- (1) 5点：優れている
- (2) 4点：やや優れている
- (3) 3点：ふつう
- (4) 2点：やや劣っている
- (5) 1点：劣っている

3 採点の際は、応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し採点する。

(選考の方法)

第6条 市民委員に応募したもので、第3条第1項に掲げる資格要件を備えている者のうちから、次に掲げる事項を総合的に判断して市民委員を選考するものとする。

- (1) 前条第2項に規定する小論文評価結果及び応募書類記載内容
- (2) 有識者会議委員の男女比率の均衡
- (3) 有識者会議委員の年齢構成の均衡

2 市民委員に応募した者の数が第2条第3項に定める募集定員以下のときは、前項の規定によらず、市民委員の選考を行うことができる。

3 前2項の規定により選考した者の数が募集定員に満たない場合において、当該満たない数の市民委員を選考するときは、公募以外の方法により選考することができる。

(選考結果の報告)

第7条 委員長は、市民委員選考後、速やかに選考の結果を書面により教育委員会に報告する。

(結果の通知)

第8条 教育委員会は、前条の規定により、報告を受けたときは、選考結果を速やかに応募した者全員に書面で通知するものとする。

(文書の管理)

第9条 第3条第2項及び第3項の規定により提出された書面及び小論文（以下「書面等」という。）については、これを返還しない。

2 書面等の保存年限は、書面等を提出した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して3年間とする。

(氏名等の公表)

第10条 選考結果の通知後、市民委員に選任された者の氏名等を公表するものとする。